【1989 年 2 月 3 日】年金改正案要綱に対する見解
全日本民間労働組合連合会

年金改正案要綱に対する見解

1989 年 2 月 3 日
全日本民間労働組合連合会

1、 本日、厚生大臣は年金審議会に国民年金・厚生年金制度改正案要綱を諮問した。しかし、その主内容は、勤労者の求める制度改革に逆行しており、容認できるものではない。

2、 特に、厚生年金支給開始年齢の 65 歳への繰り延べは、平成 10 年度からの段階実施とはいえ、60 歳定年制と 60 歳代前半層の雇用保障が確保されていない現状から断じて認めがたい。引退年齢と年金支給開始年齢の結合は崩すことのできない原則である。政府は、年金 60 歳支給開始を堅持し、今こそ 60 歳定年制の定着と 60 歳代前半層の雇用確保に全力を上げるべきである。

3、 また保険料の 2.2%引き上げは、月収 30 万円の勤労者で年間約 4 万円の大幅な本人負担増となるものであり、受け入れられない。

われわれは、高齢化・制度成熟化に伴う相応の保険料負担を否定するものではないが、明確な福祉ビジョンも明示されないなかでの安易な保険料引き上げには反対する。政府は、累積 3 兆円を超える国庫負担繰り延べ金の返済、年金積立金の自主運用枠の拡大および効率運用、積極的な雇用対策の展開による高齢被保険者等の拡大、保険料労使負担割合の変更などをはかり、サラリーマンの急激な負担増を避ける措置こそ先行させるべきである。

4、 物価・賃金の上昇に応じた年金額の改定や自動物価スライド方式の導入などは不十分とはいえ一定の評価ができる。しかし、給付条件を後退させ、勤労者に大きな負担を強いる中で、前回改正で圧縮された国庫負担率の引き上げが見送られていることは極めて遺憾である。老後生活の安定をはかるため、国庫負担率を引き上げ、基礎年金水準の改善を通じて老齢年金水準全体を引き上げることが必要である。

5、 連合は、当面する年金審議会および国会審議において、以上の諸点が十分に検討され、人生 80 年時代にふさわしい年金制度確立に向けて国民の期待する年金改革が実現することを強く求める。

このため、全労働団体の結束を固めるとともに 4 野党と連携した取り組みを強化する。